

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第2期羽生市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

埼玉県羽生市

3 地域再生計画の区域

埼玉県羽生市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の人口は、住民基本台帳によると平成12年の57,506人をピークに減少しており、令和5年には53,917人まで落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所によると、令和17年には総人口が46,577人となる見込みである。

年齢3区分別の人口動態をみると、国勢調査において年少人口（0～14歳）は昭和60年の11,061人をピークに減少し、令和2年には5,394人となる一方、高齢人口（65歳以上）は平成12年の9,889人から令和2年には16,353人と増加の一途をたどっており、少子高齢化がさらに進むことが想定されている。また、生産年齢人口（15～64歳）も平成12年の38,970人をピークに減少傾向にあり、令和2年には31,115人となっている。

自然動態をみると、住民基本台帳において平成12年は出生が死亡を上回る47人の自然増であったが、翌年以降は自然減に転じており、令和5年には475人の自然減が生じている。

社会動態をみると、住民基本台帳において平成24年は転出が転入を上回る82人の転出超過による社会減であったが、翌年以降は転入超過による社会増の状態が令和2年を除き続いており、令和5年には361人の社会増となっている。このように、近年は社会増となっているものの、自然減のペースを上回ることができていないため、人口の減少が続いている状況である。

人口減少や高齢化が進展すると、次のような影響が懸念される。

- ①生産年齢人口の減少は、賃金収入・消費・生産の減少、税収の減少につながる。
- ②高齢者人口の増加は相対的にゆるやかで少ないが、地域活動の衰退や医療・福祉・介護など行政需要の増加の影響がある。
- ③若い女性の数が少なく、未婚率が上昇し、合計特殊出生率が低いことは出生数の減少につながり、長期的に生産年齢人口の減少になる。
- ④総人口の減少は、空き家・空き地の発生などの住宅・都市環境の悪化、消費の減少による市内経済の縮小、地域の支えあいが困難となる。
- ⑤良質な働く場、住む場所の確保による人口の社会増が実現できれば、生産年齢人口、出生数の減少に歯止めがかけられる。人口構成のゆがみが相対的に少ないので対策をとる時間的な余裕があるが、低出生数については将来への影響が大きいため改善を急ぐ必要がある。

【基本目標】

これらの課題に対応するため、次の基本目標を掲げ、若い世代の転出を抑制し、転入を増加させ、結婚、出産・子育て、教育を支援するとともに、若い世代の働く場と住まいの充実を目指す。

- ・基本目標 1 しごとをつくり、安心して働けるようにする
- ・基本目標 2 結婚・出産・子育てを支援し、特色ある教育を提供する
- ・基本目標 3 時代に合った地域をつくる
- ・基本目標 4 地域資源を生かし、ブランド力を高める

【数値目標】

5-2の ①に掲げる事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (令和11年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	企業立地件数	32社	48社	基本目標 1
ア	新規農業参入者数	12経営体	15経営体	基本目標 1
ア	市内従業員数	25,717人	27,407人	基本目標 1
イ	合計特殊出生率	0.97人	2.00人	基本目標 2

イ	出生時から就学時への人口動態	18人 令和元～令和5年度の平均	20人 計画期間内の平均	基本目標 2
ウ	健康寿命（年）	(男) 17.84 (女) 20.68	(男) 18.4 (女) 21.4	基本目標 3
ウ	羽生市に定住意向のある市民の割合	74.5%	80%	基本目標 3
エ	ふるさと納税の寄附人数（年）	13,000人	36,000人	基本目標 4
エ	観光交流人口（年）	62万人	100万人	基本目標 4
エ	人口の社会増加数	1,003人 令和元～令和5年度の累計	1,500人 計画期間内の累計	基本目標 4

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

第2期羽生市まち・ひと・しごと創生推進事業

ア しごとをつくり、安心して働けるようにする事業

イ 結婚・出産・子育てを支援し、特色ある教育を提供する事業

ウ 時代に合った地域をつくる事業

エ 地域資源を生かし、ブランド力を高める事業

② 事業の内容

ア しごとをつくり、安心して働けるようにする事業

企業誘致等による新たな雇用の創出に努めるとともに、農業の活性化や創業支援等を通じた市内経済の活性化を図る事業

【具体的な事業】

- ・新たな工業・産業用地の整備事業
- ・スマート農業の推進
- ・空き店舗活用事業 等

イ 結婚・出産・子育てを支援し、特色ある教育を提供する事業

結婚・出産・子育ての環境を整えると同時に、特色ある教育環境を提供することで、少子化の抑制を図る事業

【具体的な事業】

- ・結婚相談会事業
- ・こども家庭センター事業
- ・ICTを活用した教育の推進 等

ウ 時代に合った地域をつくる事業

健康づくりや安全で安心なまちづくり、住環境の整備に加え、デジタル技術の活用等を通して、持続可能なまちづくりに努める事業

【具体的な事業】

- ・健康増進事業等の推進
- ・防災アプリによる情報発信
- ・地域公共交通サービスの充実
- ・A I - O C R ・ R P A 等デジタル技術の活用 等

エ 地域資源を生かし、ブランド力を高める事業

様々な地域資源を積極的に活用することで、移住・定住、観光のほか、関係人口の増加を図る事業

【具体的な事業】

- ・ムジナモの活用
- ・世界キャラクターさみっと in 羽生開催事業
- ・移住、定住のPR事業 等

※なお詳細は第3次羽生市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

1,200,000 千円（令和7年度～令和11年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度10月頃に羽生市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定や推進にあたり、外部有識者などの意見を徴する機関である「羽生市まち・ひと・しごと創生市民会議」において意見を求め、事業の検証などを審議し、その後、本市の公式WEBサイトに掲載することにより公表する。

⑥ 事業実施期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

6 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで